

実務経験の証明に係る自主的な点検の実施要領

1. 自主点検の対象

平成20年度から平成24年度にかけて大阪府が実施した登録販売者試験に出願する際に、一般従事者等からの求めに応じて、薬局開設者等が発行した登録販売者試験に係る実務経験証明書。

2. 点検方法

勤務記録等をもとに、各社（各自）が発行した実務経験証明書の内容に虚偽や不正等がないかを点検すること。なお、必要に応じて、実務経験証明書発行部署における被証明者（受験者）の勤務状況等の管理状況や実務経験証明書発行当時の薬局又は店舗の管理者等の関係者に聞き取るなどして、不正等が無かったか確認すること。

3. 不正等の内容について

不正等の内容については、以下の①～④を参考に、各社（各自）で点検を実施すること。

- ①実務経験が全くない。（注1）
- ②実務経験が月80時間に満たない。（注2）
- ③実務経験が1年（若しくは4年）に満たない。（注3）
- ④その他（実務経験を積んだ店舗で閉店日や閉店時間を含め計算していた等）

（注1）スーパー、ホームセンター等で、店舗（建屋）内の一角に医薬品の販売業の許可を取得している場合で、当該許可のスペース以外の部分において、医薬品の販売にかかる業務とは異なる業務（例：衣服売場や生鮮食品売場での業務等）に勤務していた場合等を含む。

（注2）注1に記載の勤務時間を、実務経験時間に計上していた場合を含む。

（注3）注1に記載の勤務日数を、実務経験日数に計上していた場合を含む。

4. 自主点検の記録について

2. の点検方法に基づき自主点検した内容については、後日、本府より確認調査を実施することがあるので、自主点検の結果を記録するとともに、関係者に聞き取った場合などの記録についても、保管し、本府からの提示の求めに対して、迅速に対応できるようにしておくこと。

5. 自主点検期限

薬局開設者等における自主的な点検の期限は、平成24年12月末日までとする。

6. 大阪府への報告期限

自主点検の結果、不正等が判明した場合については、平成25年1月11日（金）までに、取りまとめのうえ、以下の担当者まで別紙様式（電子媒体）を用いて報告すること。様式については、以下の本府ホームページに掲載するので、ダウンロードして記入し、以下のメールアドレスに送付すること。

なお、点検の途中であっても、登録販売者試験に係る実務経験の証明に関して不正等が判明した場合は、以下の担当者まで速やかに一報を入れるとともに、薬局等において必要な対応を取ること。

本府ホームページ：<http://www.pref.osaka.jp/yakumu/tuuti/index.html>

【連絡先】

大阪府 健康医療部 薬務課 医薬品流通グループ

担当：新木、谷口

TEL 06-6941-0351（内線：2574）

Fax 06-6944-6701

Mail yakumu-g22@sbox.pref.osaka.lg.jp